

全国民闘連ニュース

第 8 3 号
1 9 9 3 年
1 2 月 1 日
(11月・12月合併号)

年間購読料
3 0 0 0 円

発行 民族差別と闘う連絡協議会

連絡 ☎537 大阪市東成区東小橋3-20-11近畿ビル3階8号 Tel 06-972-1608 Fax 06-973-5666
☎210 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel 044-288-2997 Fax 044-287-2045

第 1 9 回 民族差別と闘う連絡協議会 全国大会開催される

と き：1993年11月14日(日)
と ころ：広島労働会館

も く じ

●第19回全国民闘連大会スローガン	P 2
●1993年度活動報告	P 3
●活動日誌	P 8
●1994年度方針	P 11
課題別方針	P 14
●役員選出	P 16
●大会宣言	P 17
●全国民闘連綱領	P 18
●全国民闘連規約	P 26

第19回全国民闘連大会スローガン

[メインスローガン]

民闘連結成20周年をむかえる今、民闘連運動の誇りある伝統と使命を確認し
民族差別撤廃運動のさらなる発展をめざして取り組もう！

[サブスローガン]

1. 「補償・人権法」の早期実現をめざそう！
2. 日本の戦争責任を明確にさせ、在日旧植民地出身者の戦後補償の実現をめざそう！
3. 21世紀を目標に、あらゆる制度上の国籍条項撤廃運動に取り組もう！
4. 続発する差別事件を断固許さず闘いぬこう！
5. 外登法の抜本的改正をめざしてさらなる運動に取り組もう！
6. 在日韓国・朝鮮人の民族教育の構築とその保障の闘いを進めよう！

第19回全国民闘連大会議事日程

- | | |
|-----------------|---------|
| 1. 開会 | (1)全体討論 |
| 2. 議長団選出 | (2)採択 |
| 3. 総括提起 | 9. 大会宣言 |
| (1)1993年度活動報告 | 10. 閉会 |
| (2)1993年度会計報告 | |
| (3)1993年度会計監査報告 | |
| 4. 質疑応答 | |
| 5. 役員改選 | |
| 6. 方針提起 | |
| (1)1994年度運動方針 | |
| (2)1994年度会計予算 | |
| 7. 綱領改正について | |
| 8. 討議事項の採択 | |

1993年度活動報告

はじめに

今年は、関東大震災から70周年になります。「朝鮮人が暴動を起こす」等のデマが、疑う余地もなく日本人に受け入れられ、予断と偏見に基づく朝鮮人虐殺が行われました。

国際化が叫ばれて久しいですが、国際化の言葉を後目に、関東大震災で起こった悲惨な出来事を想起させるような在日韓国・朝鮮人に対する差別事件が各地で相次いで発生しています。

93年度の闘いは、2年間かけて進めてきた民闘連改革論議に結論を出し、全国5つの地方民闘連と、準備会として参加5府県の下に全国組織としてスタートした1年であり、全国民闘連の名の下に、相次ぐ差別事件に対して果敢に運動を進めてきた1年でもありました。

1. 「在日旧植民地出身者に関する戦後補償及び人権保障法」制定をめざした取り組み

法制定運動は、具体的活動として形になっていませんが、「補償・人権法」に書かれてある個別具体的な内容について以下の通り取り組んでまいりました。

2. 戦後補償

◆在日の戦後補償を求める闘いは、東京石成基氏、陳石一氏、大阪・鄭商根氏の裁判闘争を法廷内外で進めております。法廷では双方とも強力な弁護団の下、厚生省側の主張の矛盾を引き出しており、戦後日本がいかに理不尽な手を使って、在日旧植民地出身者を排除してきたかが明らかになっています。

また、法廷外においても、昨年大阪から東京600キロ徒歩行進した夏行動に続いて、本年度も8月1日・2日に夏行動を実施しました。1日目のイベントには、市民グループ、労働組合等、幅広い層の参加を得られました。また、他の戦後補償を求める団体の参加もありました。2日目には、東京での集会、デモ行進、さらに厚生省に対して、国籍戸籍条項の撤廃を求める要望書を提出し交渉に挑みました。しかし、厚生省側は、交渉開始からわずか30分で退席するという不誠実な対応にみられるかたくなな姿勢をとりました。このような姿勢に対しては、より一層世論の高まりが必要となってきます。また、戦後補償を公約としていた新政権に対して、ロビーイング活動を展開し、実現にむけとりくまなければなりません。

◆戦跡保存運動は、高槻むくげの会が、高槻地下倉庫で亡くなった朝鮮人の遺骨が近くの阿弥陀寺に安置されていることを発見し、47年ぶりに遺族に返還することができました。息の長い取り組みを行ってきた成果といえます。

3. 基本的地位の確立

◆本年1月8日、新外国人登録法が施行されました。永住者に限っては、指紋押捺義務はなくなりましたが、代替措置としての署名、家族登録には問題点が多く、これまで以上に管理システムが強化されたといえます。このような状況に対して、各地方民闘連の各総合交渉を通して国へ要望をあげさせています。

◆しかし、昨年12月には、大阪の泉大津市において、切り替え遅延を理由に市が告発するという事実が発生しました。泉大津市については、告発に至った経過等も含めて、抜本的に外国人市民に対する自治体の姿勢を見直すよう、厳しく追求しております。この事件を通して明らかになったことは、各自治体によって対応がまちまちであり、全国的に自治体を点検し直す作業が必要です。

4. 日本籍朝鮮人の民族性保障

1985年の国籍法改正によって父母両系主義が採用され、父母がいずれにせよ日本国籍を選択できることになりました。また、帰化による日本国籍取得もその数は累計15万人以上にも達していま

す。そのような中、国籍別にみれば、韓国・朝鮮籍は減少し、日本国籍を持つ人人が増加しつつあります。このような状況の下、民闘連は日本籍朝鮮人部会を設置し、日本籍朝鮮人の交流の機会を保障してきました。8月20日には関西地方を中心に交流会がもたれました。

◆また、帰化時の10指指紋原票の返還を法廷内の闘いにして問題提起した結果、昨年12月31日、法務省は、帰化申請時の指紋採取を廃止する方針を打ち出しました。しかし、すでに採取されている指紋について、どのように廃棄するのかは明確にされておらず問題は残されています。また日本政府は、採取した指紋は返還はしないとしており、続けて裁判闘争を支援していかなければなりません。

5. 教育文化保障

◆民闘連の運動形態は、生活の実態そのものに、差別が存在するという視点から地域を活動の拠点としてきました。その中でも、子ども会活動については、各地で力が注がれてきました。本年度結成された福岡民闘連では、断続的ではありませんが、子ども会活動が進められています。

◆また、大阪では松原アプロの会が地域の在日同胞と日本人の間で作られました。民闘連内部の組織ということではありませんが、運動の視点、めざすものとしては共通しており、連携をとりながら運動を進めております。

◆このような、地域活動に対して、地方

自治体に助成させていくよう要求していかなければなりません。

自治体における教育指針については、時代に即した指針にするため、宝塚市はこれまでの指針の書き直しをしました。広島市においても現在広島民闘連が、指針を作成するよう要求中です。

◆進路保障の観点から、民闘連としてはこれまで公務員の国籍条項撤廃運動、民間企業の就職差別事件に取り組んできたところであります。

昨年12月、共栄火災海上保険相互会社において、いったん研修を開始しておきながら、外国籍であることがわかった途端採用を見送るといった事件が発生しました。この事件を検証すると、予断と偏見に基づいて、支店長が断るよう強い指導をしており、就職差別の根深さを感じます。加えて、ここ数年の経済不況によって、在日韓国・朝鮮人の就職差別が露骨な形で続出しており、就職差別撤廃の運動をさらに強く展開する必要があります。

◆教育現場の差別事件も後を断ちません。

差別落書、差別発言等が報告として上がってきています。差別事件を掘り起こしそれを在日朝鮮人教育の教材としていくようなシステムを各教育委員会に要求していく必要があります。

◆在日の民族文化の確立運動については地域子ども会活動を中心に、取り組んできたところではあります。その一環として、本年8月大阪では、韓国からサムル

ノリのグループを招請し、サムルノリ・ワークショップin大阪を開催し、成功裏に終えることができました。

6. 生活保障

◆数年来、国民年金から除外された障害者、高齢者、母子等の年金保障を求めて各自治体で独自の救済制度の制定を要求してきたところではありますが、今年は多くの自治体で障害者を中心に対象とした制度を勝ち取ることができました。金額については、各自治体でバラつきが見られますが、大きな成果といえます。

また、同時に国に対しても、4月12日東京をデモ行進し世論に訴えた後、厚生省と交渉を行いました。厚生省は「経過措置を取る必要はない」という頑強な姿勢をかえませんでした。このような姿勢の厚生省に対して、来年度の年金法改正にむけて、より一層強い働きかけをしていかなければなりません。

◆入居差別の問題は依然として根深いものがありますが、本年6月18日、4年間に及ぶ裁判闘争の末、入居差別裁判の判決が大阪地方裁判所で言い渡されました。内容は家主に対して、損害賠償の支払を命じた勝利判決でした。しかし、この判決が出された1ヶ月後に、大阪では新たな入居差別が発生しており、宅建業法に基づく指導の強化を行政に求めていると共に、この裁判の判決を盾に、差別を行った家主に対しては直接的な抗議行動を行う必要があります。

7. 公務員の国籍条項撤廃

昨年大阪市をはじめ、神戸、横浜、川崎各市が一般事務職の部分撤廃を行いました。今年は、どの市においても大きな成果はみられませんでした。しかし、各地で地道な闘いが進められています。東京では杉並区が現業職から一般事務職へ転任できる規定があるにもかかわらず、外国籍であることを理由に拒み続けています。金泰和さんは、その国籍条項の撤廃を求めて今年で5度目の願書提出に挑みました。香川県では、県職員の国籍条項撤廃を求めて運動が開始されました。

また、大阪では、国籍条項がない職種に、何人の在日韓国・朝鮮人が採用されているかを調査させましたが、国籍条項のない職種においても、専門職以外の職種には、ほとんど採用されていない事実が明らかになっています。

全国的に、個々で独自の運動を展開しているわけですが、これまで通り粘り強い撤廃運動を続けなければなりません。また、すでに採用可能な職種についても実質的に在日韓国・朝鮮人が採用されるよう働きかけなければなりません。

教員採用問題については、東京都、神奈川県教育委員会は、いまだに姿勢を明らかにしておらず、「教諭」採用するよう継続して働きかけなければなりません。

8. 差別糾弾闘争

今年1年間全国民闘連として取り組んだ糾弾闘争を報告します。

◆天理大学民族差別集団暴行事件

天理大学の学生寮内において、丁真一君が本名を否定するような差別発言を受け、さらには、そのことを契機にして長時間にわたって暴行を受けるといった事件が発覚しました。本年の5月より話し合いを進めてきましたが、その中で、暴行を加えた学生の責任問題があいまいに処理されていたことと、大学当局が発生当初から差別を隠蔽しようとしていたことが明らかになってきました。しかし、大学は未だにその事実を認めようとせず確認会を継続中です。

◆天下茶屋小学校差別事件

本名で通学する1年生の子どもが、1年以上に渡って本名をもじられ、「韓国かえれ」といった差別発言を受けていたことが明らかになりました。事件発生当初より、保護者が解決にむけて取り組むよう働きかけていましたが、ほぼ放置された状態でいました。この事件については確認会を通して、大阪市教育委員会が、この事件を解決するために、在日朝鮮人教育の点検を行っていくためのプロジェクトチームを結成し、事件の解決を図っていくことが約束されました。

◆三和銀行外登証提示事件

本年3月、横浜の三和銀行蒲田支店において、口座開設にあたって外国人登録証明書を提示させ、登録番号を写すという事件が発生しました。当初三和銀行は、窓口業務に従事していた職員の実ミスとし

て会社の責任を回避していましたが、事件を起こした原因が、在日韓国・朝鮮人に対する無理解、認識不足にあることを確認させ、現在、謝罪文を作成させ、終結に向かおうとしています。

ります。

◆ネッスル懸賞国籍条項問題

懸賞企画の応募資格条件の中に国籍条項が付されていたわけですが、懸賞企画が終了した途端、ネッスルは話し合いを拒否してきました。再三に渡って抗議文書を送付しましたが、無視し続けたために抗議行動を行いました。しかし、現在も居直ったままであり、粘り強い抗議活動を展開しなければなりません。

◆レストラン「グリーン・ハウス」就職差別事件

本年9月に、求人のチラシを見て、電話で求職を申し込んだ在日韓国人が、担当社員から「韓国籍の人の採用は上司から断るように言われている」と拒否される事件が発生しました。

これから事実確認会をはじめるところですが、経済不況の下に就職差別が、露骨なかたちで目立ち始めているだけに、この事実を認めさせ、社内での啓発活動を充実させていかなければなりません。

9. 政策研究

具体的研究チームとして発足できてはいませんが、今年については、韓国の国籍法が改正されることによる、在日の影響度について緊急に研究をすすめる必要性から、会員有志による研究を進めてお

活動日誌

1993年

2月

- 13・14 全国民闘連全国大会(大阪)
- 21 「新外登法を考えるー在日韓国・朝鮮人の今後は?」学習会(広島民闘連と外国人登録法と取り組む広島キリスト者連絡協議会が共催)海田町役場と高齢者福祉, 名前の表記, 国籍条項等について交渉(広島)
- 25 兵庫県との総合交渉(兵庫民闘連等)
- 25 石成基さん・陳石一さん戦後補償裁判第3回口頭弁論(東京地裁)
- 27 シンポジウム「住みたいねんこの街に——斐建——家への入居差別事件を問う」(大阪民闘連斐さんと共に入居差別を考える会)
- ・ 食品宅配会社「オレンジライフ」入会差別事件第1回事実確認会(福岡)
- 29 神奈川県大和市が職員採用で国籍条項全廃

3月

- 1 ショウワノートカルタ差別表記問題話し合い(神奈川)
- 4 第10回民族差別と闘う関東交流集会(同実行委員会)
- 5 斐建一さんの入居差別裁判結審公正な判決を求める1万人署名を裁判長に提出(大阪地裁)
- 10 広告に国籍条項を設けたネスル日本へ抗議(全国民闘連)新外登法に関して広島市に要望書提出(広島)

- 14 「本名で通わせてパート3」学習会(広島)
- 16 実務教育出版国籍条項記載問題話し合い(神奈川)
- 20 「オレンジライフ」入会差別事件第2回事実確認会
- 25 大阪府総合交渉(大阪民闘連)
- 30 反差別国際運動国連NGO登録承認横須賀市が職員採用試験の国籍条項全廃を決定
- ・ 共栄火災海上保険相互会社就職差別事件第1回事実確認会

4月

- 川崎市が在日韓国・朝鮮人施策の窓口を国際室にすることを明確化
- 3 「オレンジライフ」第3回事実確認会にて民族差別を認識, 企業研修へ
- 13 「日本籍」在日朝鮮人鄭琪満さんの戸籍氏名への振り仮名記載を求めた申し立てを却下。
- 14 丹羽厚相が援護法の帰化条件を廃止(1962年の厚生省援護課長通知「日本に帰化することを条件に適用対象とする」を廃止)
- 14 在日外国人の無年金者救済を求める東京集会・デモ・厚生省交渉(年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連絡会)
- 16 三和銀行口座開設差別事件第1回事実確認会(神奈川)
- 17・18 第124回全国代表者会議(大阪)
- 18 民族文化発表会
- 23 福岡県, 市に対して差別撤廃及び人権保障に関する要望書を提出(福岡)
- 26 NHK教育セミナー, NHK高校講座テキストの問題性について広同教,

- | | |
|--|---|
| 高同教、全朝教と共に第1回交渉
(広島) | 裁に即時抗告 |
| 27 共栄火災海上保険相互会社就職差別事件第2回事実確認会(大阪民闘連) | 6月 |
| 28 鄭商根さん戦後補償裁判第11回口頭弁論(大阪地裁) | 1 天理大学民族差別暴行事件第1回事実確認会(全国民闘連) |
| 29 大阪市と大阪市人事委員会に対して「市職員採用の国籍条項撤廃への要望書」を提出(大阪民闘連) | 3 高槻地下倉庫(通称タチソ)で強制労働させられた韓国人遺骨三体をソウル郊外の「望郷の丘」に埋葬(高槻タチソ戦跡保存の会) |
| 30 外登証切替申請遅延で崔久明さんを告発した泉大津市に抗議(大阪) | 6 広島民族差別と闘う会総会で民族差別と闘う広島連絡協議会に改組 |
| 4月~5月 広島警察署および拘置所における民族差別に係わる取り組み | 7 東蒲小学校長差別発言事実確認会(東京) |
| 5月 | 11 神奈川民闘連第6回総会 |
| 7 高槻市の高校生文稔崇君が外国人登録法切替申請拒否 | ・ 福岡県、市と第2回総合交渉 |
| 10 天理大学学生寮での在日韓国人学生への集団暴行事件で天理大学に話し合いを要望(民族差別と闘う連絡協議会など) | 12 滋賀県大津市で無年金の障害者高齢者への給付金受付 |
| 11 東蒲小学校長差別発言第1回事実確認会(東京) | 12・13 第1回民闘連役員会(福岡) |
| 15 NHKと第2回交渉(広島) | 13 民族差別と闘う福岡連絡協議会(福岡民闘連)結成 |
| 18 石成基さん・陳石一さん戦後補償裁判第4回口頭弁論(東京地裁) | 16 天理大学民族差別集団暴行事件の真相を究明する共闘会議(代表寺沢亮一全同教代表) |
| 18 外登法問題で泉大津市との市長交渉(在日外国人の人権を考える泉大津市民の会) | 18 裴建一さんの入居差別裁判判決(大阪地裁) |
| 21 高知市が職員採用資格から国籍条項を全廃 | 22 川崎市に高齢者、障害者への無年金者救済制度を求めて集会(神奈川民闘連) |
| ・ 福井参政権裁判第7回口頭弁論 | 25 共栄火災海上保険相互会社(本社東京)の第3回事実確認会(大阪民闘連) |
| ・ 大阪民闘連第7回総会 | 「帰化」申請時の10指紋原紙の返還を求める裁判第7回口頭弁論(京都地裁) |
| 23 「本名で通わせてパート4」学習会(広島) | 26 NHKと第3回交渉(広島) |
| 25 大阪民闘連大学開催 | 29 金正圭さんら大阪参政権裁判判決請求却下される |
| 28 広島市の人事移動後初の話し合い | 30 NHK差別語問題で交渉(広島) |
| 31 鄭琪満氏民族読み振り仮名福岡高 | |

7 月

- 2 天理大民族差別事件に関して福岡天理教に話し合い及び抗議行動の要請
- 14 「天理大学民族差別集団暴行事件」第2回事実確認会
- 19 大阪市立天下茶屋小学校差別事件第1回事実確認会
- 20 石成基さん・陳石一さん戦後補償裁判第5回口頭弁論(東京地裁)
- 22 NHKと第4回交渉
- 23 大阪松原市「アプロの会」結成
- 26 東京杉並区で金泰和さんが現業職から事務職への転職試験に願書提出したが不受理
- 福岡市教育委員会と第1回交渉
- 29 サムルノリ・ワークショップIN大阪開催
- 30 福岡県と第3回総合交渉

8 月

- 1 在日の戦後補償を求める会'93夏行動モイジャ(日暮里南公園)
- 2 「第3回在日の戦後補償を求める全国集会」・厚生省交渉(在日の戦後補償を求める会)
- 8 戦後補償裁判東京・大阪合同弁護団学習会
- 19 石成基さん・陳石一さん戦後補償裁判第6回口頭弁論(東京地裁)
- 21・22 第125回全国代表者会議(大阪)
- 24 川崎市年金問題交渉
- 21~24 日米マイノリティ会議受け入れ(全国民闘連)
- 26 姜富中さん戦後補償裁判提訴(大津地裁)

9 月

- 1 鄭商根さん戦後補償裁判第12回口頭弁論(大阪地裁)援護法の改

正を求める10万人署名スタート
第11回民族差別と闘う関東交流集会第1回実行委員会

- 5 「本名で通わせてパート5」学習会(広島)
- 10 広島県朝間(文)研で「広島県民族教育基本方針」作成推進のための話し合い(広島)
- 12 民族差別と闘う関西交流集会(大阪)
- 13 神戸市年金問題申し入れ。民団、総連も参加(兵庫)
- 24 NHKとの交渉終結(広島)
- 30 「天理大学民族差別集団暴行事件」第3回事実確認会

10 月

- 2 「大阪・入居差別を許さない会」結成(代表 斐建一)
- 7 大阪市立天下茶屋小学校第2回事実確認会(大阪民闘連)
- 13 川崎市年金問題交渉
- 16・17 第2回民闘連役員会(大阪)
- 20・21 熊本にて自治研全国大会に報告者として参加
- 29 新日本法規民族差別事件第1回事実確認会

11 月

- 1 共栄火災海上保険相互会社第4回事実確認会(大阪)
- 2・3 川崎識字サークルの交流会及び筑豊案内(福岡)

1994年度方針

本大会の意義と任務

～私たちをとりまく情勢～

今年7月に行われた衆議院選挙の結果、非自民連立政権が誕生しました。

東西冷戦対立構造の中で生まれてきた55年体制は、その歴史的必要性を失い新たな政治形態を模索する過渡期に入ったといえます。

戦後の経済復興、経済成長優先の下で、顧みることのなかった、環境、人権、平和の問題が、イデオロギー対立という重しがとれた今日、社会の表層に浮かびあがってきています。

半世紀前に終わったはずの日本の戦争責任、戦後補償問題は、偶然に持ち上がったのではなく、ソ連邦の改革に始まる過去との対峙という世界的潮流が、アジア、日本をも巻き込んだ結果、起こるべくして起こった問題といえるでしょう。高齢となった戦争犠牲者の告発の声を口火として大きな社会問題となった日本の戦争責任、戦後補償問題は、日本社会の一般的意識の高揚に支えられ、韓国、北朝鮮、中国、フィリピン、インドネシア、香港、オランダと告発の声を広げています。

自らの体験を闇に葬らせてはいけないという当事者の悲痛な思いは、従来の政

治共闘という枠を越えた草の根の運動を展開させ、日本の政治課題の中に補償問題を位置付けさせるに至っています。

首相、衆議院議長の相次ぐ過去の戦争に対する謝罪、反省の発言は、日本社会の変化を感じさせる大きな出来事でした。

しかし、現在の政治状況の不安定さは、日本の戦争、ひいては戦後の歴史の問題性を本質的に認識させることができるかという全く予想することのできない脆うさを持っています。

このような状況の中で、民族差別撤廃をめざす運動がいかに課題を整理し提起してゆくのが問われています。

侵略の過去を反省、犠牲者への補償を実現すべしとの意識の高まりは、民族差別撤廃運動にとって大変有利な追い風であります。

その風をいかすかいなかは、我々の活動に課せられており表層的な謝罪や場当りの補償に向かわぬよう監視し、「従軍慰安婦」問題に見られるような日本政府の悪しき対応、外圧にだけ対処するという図式をやめさせねばなりません。

新たな政治形態がまたも内に潜む問題をなおざりにせぬよう在日韓国・朝鮮人の問題を提起し、理不尽な差別をなくし

ていかなければいけません。

在日韓国・朝鮮人という日本社会が抱える問題の解決なくして、日本の正しい歴史認識の確立はありえません。

民族差別と闘う運動を進めることで、日本の閉鎖性を打ち破り、硬直した政治対立の終焉後に望まれる市民社会の実現に貢献するのだとの自負を我々は持ちたいと思います。

～地域闘争，中央闘争の強化～

地域における民族差別撤廃運動の交流体として出発した「民族差別と闘う連絡協議会」は今年2月の全国大会において規約，綱領を持つ組織への変革を遂げました。

今年6月、全国民闘連組織改革後初の地方組織、福岡民闘連が結成されました。福岡民闘連の代表には、日本国籍を持つ在日韓国・朝鮮人が就任しました。在日と日本人の共闘組織としての歴史で培ってきた国籍ではない民族、差別を許さない者達の結集の場として全国組織化をめざした我々の運動にとって大変意義深いことでした。

各地の実情に即した運動の主体性を尊重することを今後も継続し、運動の裾野を拡げなければなりません。

各地民闘連の連携によって差別表現、在日無年金者の自治体救済制度、公務員の国籍条項という問題において、大きな進展が得られました。

大阪府下全市町村における在日無年金

障害者救済制度の実現、川崎の在日無年金障害者、高齢者に対する救済制度の決定は、各地における民闘連運動の高まりによる結果といえます。

私たちは今後、地域における運動をさらに発展させなければなりません。と同時にもう一步踏み込んだ闘争の強化を求められています。

指紋押捺拒否の闘いは、指紋押捺制度を生んだ外国人登録の問題、外国人登録法、入管法の抜本的改正を求める運動の推進を求めることとなり公務員の国籍条項問題も各地の取り組みと同時に自治省の見解を変える運動の必要を迫っています。

年金制度からの外国人切り捨ても自治体の努力を迫ると同時に厚生省の対応の変化を促す活動を必要としています。

戦争犠牲者援護の旧植民地出身者排除は、地域における民族差別撤廃による解決ではなく日本の戦後処理を見直させ、政治、国政の在日韓国・朝鮮人認識、処遇を根本的に変えなければ解決できない課題であります。

我々は、全国組織としての運動を強化し発展させ政治を変える力を蓄える力を要求されています。

日本の政治が変化しようとしている今こそ、中央闘争を担っていく力を発揮しなければなりません。

民闘連運動の組織化は、中央闘争を進める上で必要不可欠であり、また真にその有効性が実証されます。

中央闘争の推進が、結果的に各地の運動を発展させるために大きな力となり得ることを認識し、正確な情報収集、各地の協力体制をもって柔軟な姿勢で挑まなければなりません。

～在日韓国・朝鮮人の意識化～

在日韓国・朝鮮人の世代交代、日本社会の同化への圧力は、民族差別を沈殿させ、問題の所在を判りにくくしています。

日本社会における反差別意識の高まり、民族差別撤廃闘争の社会的認知に反して当時者の意識化が遅れ深刻な差別を受け入れたまま生活している実態があることを私たちは深刻に受け止めなければなりません。

当事者の意識的活動を抑制する在日の分断状況に注視し、国籍やイデオロギー対立を越えた基本的人権の確立、人間としての解放を得る場としての同胞結集を図っていきます。

日本社会の差別と向き合うとともに在日韓国・朝鮮人のこう着した状況にも向き合い日本社会で民族として生きることの意義を深めていきます。

在日、日本人双方が日本における自らの存在を意識化することが、共生、共闘の前提であり、意識化された個の総体としての運動が真の差別なき社会実現に向けての活動の基礎といえます。

社会的分断状況の中で個に埋没しがちな在日韓国・朝鮮人の結集をめざし、民闘連民族部会の強化を図っていきます。

～組織の拡大、強化～

民族差別をはじめすべての差別のない社会実現の為、反差別運動を進める団体、個人との連帯を強化し、私達「民闘連」運動の社会的認知を深めます。

また、民闘連組織のない地域に地方民闘連が作られるよう全国民闘連として協力、援助し組織の全国展開を図っていきます。

民闘連の主体的力量の強化をめざし会員の拡大をはかり、各地、中央闘争の強化を図っていきます。

運動の広範な支持、参加の機会を進める為、ニュース、啓発活動、集会、講演会等、様々な手法を活用し、運動への理解、協力を募っていきます。

以上のことがらを踏まえ今年度具体的な活動方針として以下の項目を提起します。

言葉は真実の力金十

1. 「在日旧植民地出身者に関する戦後補償及び人権保障法」制定をめざして取り組みます。アジアからの戦後補償要求が高まるなかで、一つの提言としてあらためて世論に広めます。とりわけ、解説小冊子を作成します。

2. 戦後補償

・石成基氏、鄭商根氏、陳石一氏の戦後補償裁判を来年度春頃をめどに結審に持ち込み、勝利判決をめざして支援活動を続けます。

・裁判と並行して、援護法の国籍・戸籍条項撤廃のために新政権に働きかけます。ロビーイング活動を積極的に進め、戦後補償実現にむけて取り組みます。

・他の戦後補償を求める運動と連帯します。

3. 基本的地位の確立

・外国人登録法の抜本的な改正を求めて法務省に要望します。

・昨年度の大阪泉大津市の例もあるように、とりわけ初回登録拒否者を抱える自治体に対して、告発しないよう再点検を行います。

・退去強制条項及び再入国許可制度の抜本的見直しが図られるよう法務省に要望します。

・昨年は大阪岸和田市で在日外国人の地方参政権を求める議会決議が採択されるという画期的なことが起こりました。続

いて八日市市(滋賀)でも決議されるともに、尼崎市(兵庫)でも取り組まれており、参政権に対する議論が本格化しています。地方参政権の実現をめざして闘う仲間と連帯していきます。

4. 「日本籍」在日朝鮮人の民族性保障
・在日韓国・朝鮮人が韓国・朝鮮籍と日本籍という3つの国籍にまたがって存在している今、「日本籍」在日朝鮮人の民族性保障の取り組みは欠かせないものがあります。昨年からはじめられた日本籍者部会を通じて、積極的に交流の場を保障しています。また、「氏改正」訴訟では既に成果を上げていますが、その闘いに引き続き協力していきます。さらに、今問題になっている10指指紋返還訴訟を支援すると共に、並行して国に要望していきます。

5. 教育文化保障

・民闘連の活動は地域にあります。地域子ども会活動の実態を作り上げ、地方自治体に助成を行うよう要求していきます。

・教育現場において民族教育を保障させていくために、各地方自治体に教育基本方針を策定するよう働きかけます。

・在日韓国・朝鮮人の子ども達が、本名を名乗り朝鮮人として生きていくためには、進路・就職保障の取り組みはかかせません。依然として根深い公務員の国籍条項、民間企業の就職差別事件に取り組

みます。

- ・また、在日韓国・朝鮮人の生徒は日本人生徒との比較では、依然として低い進学率にあります。幅広い進路選択、また在日韓国・朝鮮人として生きる力をつけるために学力保障の取り組みを進めます。

- ・差別事象を教材化していくために、教育現場で起こる差別事件を、教育委員会に報告するよう要求します。

- ・在日の民族文化を確立していくため、子ども会活動を通じて具体的な取り組みを進めます。

6. 生活保障

- ・国民年金問題については、昨年度各地方自治体において、かなりの前進がみられましたが、金額、適用枠等不十分な点が多く、増額、拡大をめざして取り組みます。

- ・また、国に対しても、来年度の年金法改正時に対象外の在日外国人にも適用されるよう働きかけます。

- ・入居差別の問題は、入居差別裁判の勝利判決を有効に活用し、具体的な差別事象に対しては、行政、仲介業者はもちろんのこと家主に対して強い働きかけを行います。

7. 公務員の国籍条項

- ・都道府県および政令指定都市をはじめ地方自治体における一般事務技術職の国籍条項撤廃をめざして引き続き粘り強い闘いを展開します。

- ・現業職から事務職への転任時における国籍条項の撤廃の取り組みを進めます。

- ・自治省に対する働きかけを進めます。

- ・教員採用問題については、あくまでも常勤講師採用とする文部省に対して、教諭採用するように働きかけます。

8. 差別糾弾闘争

就職、結婚、入居等における差別事件のなかには、いまだに排除、排外的な事件が後を断ちません。現在取り組んでいる課題と合わせて、徹底した糾弾闘争に取り組みます。

差別事件の傾向と対策をまとめた白書の作成につとめます。

9. 政策研究

法的地位、外登法、生活保障等、在日韓国・朝鮮人をめぐる諸状況に対し、民闘連のめざすべき方向性を示すための政策研究を行います。

全国民關連 1994 年度役員選出

	1994 年度役員	1993 年度役員
会 長	裴 重 度	裴 重 度
副 会 長	洪 仁 成	洪 仁 成
副 会 長	吳 成 徳	吳 成 徳
副 会 長	仲原良二	仲原良二
副 会 長	三浦泰一	三浦泰一
会 計	李 敬 宰	李 敬 宰
事務 局長	徐 正 禹	徐 正 禹
事務局次長	金 宣 吉	金 宣 吉
事務局次長	朴 洋 幸	朴 洋 幸
会計 監査	李 相 鎬	李 相 鎬
会計 監査	朴 聖 子	朴 聖 子
顧 問	李 仁 夏	李 仁 夏
顧 問		
顧 問		
顧 問		

大会宣言

1974年に民族差別と闘う連絡協議会が結成されてから、20周年をむかえようとしている。「北」や「南」といった対立を乗り越え、生活の中にはびこる差別と闘うことを軸に、在日韓国・朝鮮人と日本人が結集し運動を進めてきた。これまでの民闘連の実践、交流、共闘の三原則を踏襲し、さらなる発展を期し、本年2月の全国大会において、綱領、規約を持つ組織への変革を遂げた。

私たちは、組織改革後初の本大会において、地域における運動をさらに強化、発展させ、その力を持って中央に対する闘いを強めていくことを確認した。

今年7月の衆議院選挙では非自民政権が誕生し、日本社会は新たな時代を迎えようとしている。新首相をはじめ侵略戦争を認めた謝罪、反省の発言は、時代の変化を顕著に表す象徴的な事柄といえる。

私たちは、このようなあたらしい時代の流れに対応するために自覚と自信を持って民闘連に結集し、これまで以上の運動に取り組まなければならない。

私たちは、日本政府に戦後処理の見直しをせまり、在日旧植民地出身者の戦後補償を実現させ、正しい日本の歴史認識を確立させるよう努めなければならない。同時に日本社会における在日韓国・朝鮮

人問題の解決に力を注ぎ、「補償・人権法」制定につながる運動を進めていく。

私たちが推進する民族差別撤廃運動は日本社会の閉鎖性を打ち破り、真の共生、国際化社会の実現、さらには日本の民主主義、人権の確立に結びつくものである。

民闘連20年の誇りある伝統と使命を再確認し、民闘連に集まる人々が、ひとつになって民族差別撤廃運動に取り組むことをここに宣言する。

1993年11月14日

第19回全国民闘連大会

全国民闘連綱領

前文－綱領・規約設置にあたって

(1)はじめに

在日韓国・朝鮮人は永きにわたって日本社会の最底辺部に位置付けられてきた。その歴史は、韓国併合以来80年を越え、在日の世代を越えて今も変わることはない。

在日韓国・朝鮮人の苦難の歴史は、民族差別の歴史でもある。それは誕生から死に至るまで、さらには死後までしつように追いつける。その形態は、法律制度、不文律としての暗黙の合意、社会的習慣、そして時には殺りくや暴力を通して現れる。

民族差別は、在日韓国・朝鮮人から実に多くのものを奪ってきた。日本での在留権、教育、文化、福祉、社会保障、就職、恋愛、結婚、入居、そして生命をも。さらには、これらの最低限の権利を奪うことによって人間の尊厳さえも踏みにじられてきた。韓国・朝鮮人として生まれた、ただそのことのみによって言い尽くせない侮蔑を受け、人を人として愛する人間の自然な感情を否定されてきた。

日本の朝鮮植民地支配の所産としての在日韓国・朝鮮人に対する民族差別は祖国が解放されてもなお絶えることはなかった。日本の政権が変わり、憲法、法律が

変わろうとも民族差別はその形態を変え、することはあっても本質においての変化を見ることはなかった。民族差別の出発点としての植民地支配に対する反省、わけでも在日韓国・朝鮮人に対する戦後補償が何ら実現されていないからである。このような歴史の中で在日韓国・朝鮮人は差別と排外による苦難に耐えながら、なおも民族として人間として誇りと尊厳を願いつけてきた。

(2)民闘連の結成とその意義

1970年、日立製作所を受験した朴鍾碩氏は、合格したにもかかわらず国籍の違いによって解雇された。これを不当とした朴氏は日立に対して解雇撤回を求めるとともに、横浜地裁に提訴した。日立製作所就職差別糾弾闘争の開始である。在日韓国・朝鮮人に対する就職差別はそれ以前から無数に存在したし、もはや日常そのものでさえあった。それは耐えるべき試練ではあったが抗うべきものとして自覚されることはなかった。日立闘争は、在日韓国・朝鮮人の組み込まれた差別の日常を覆すとりくみとなった。先進的闘いが常にそうであったように、日立闘争も主要な民族団体から支援されることはなかった。しかし、すでに日本生まれの世

代が過半数を越え、日本での永住がゆるぎないものとなっていた当時、この闘いは大多数の在日韓国・朝鮮人が永い間渴望していたものであった。全国各地の若い在日韓国・朝鮮人、そして共感する日本人が、各々個人の手弁当で闘いの輪を広げ、1974年法廷内外ともに完全勝利を得た。

闘いの開始と勝利の背景には、在日韓国、朝鮮人を取りまくいくつかの状況の変化が存在した。祖国への帰国はほとんどなくなり、1世から2世へと世代が大きく交替した。日本での安定した生活への志向と日常生活の差別への関心が高まった。就労世代の高学歴化が進むなかで机を並べて勉強した日本人との能力差を感じなくなった。このことが就職差別をいっそう不当なものとして在日韓国、朝鮮人に自覚させた。差別に対する怒りを爆発させる気運は醸成されていた。一方、在日韓国・朝鮮人の中に熱い期待として存在した祖国による在日の状況改善は、1965年締結された日韓法的地位協定によって無残に打ち砕かれた。もはや在日韓国・朝鮮人にとって自らの権利は、自らの闘いによって守る他ないことを知らしめた。

さらに日立闘争は、民族差別撤廃運動のもう一つの勝利を得た。それは闘いの中で当事者が民族的自覚を回復したことである。新井鐘司という日本名で受験した朴氏は、闘いの途上本名を名のり民族

性をとりもどした時点で、そのこと自体が闘いの勝利であることを宣言した。さらに闘いに参加した在日韓国・朝鮮人が、民族差別を耐えるべきものから闘うべき対象として位置づけ直し、日本人との共闘によって在日を生きる展望を獲得した。一方、共に闘った日本人も、在日韓国・朝鮮人の現実の姿を知ることによって、民族差別の撤廃が日本の民主主義の課題であることを自覚した。

日立闘争は、日立との闘いの勝利のみならず、闘いの過程で数々の重要な教訓を導き出した。闘いに参加した在日韓国・朝鮮人と日本人にとって日立闘争の完全勝利は、終わりでなく民族差別との全面对決の幕開けを意味した。かくして全国的に展開された「朴君を囲む会」は発展解消し、1974年「民族差別と闘う連絡協議会」が結成された。以降、実践・交流・共闘の3原則の確認のもと運動が展開された。

民闘連に集う各地の運動体は行政差別撤廃運動を皮切に、生活のあらゆる面における民族差別を次々と撤廃させた。民闘連の運動に刺激され、民族組織もまた民族差別撤廃運動を開始した。1979年国際人権規約、1982年国連難民条約の批准と相まって、日本社会の世論も動き出し、民族差別撤廃の叫びは一つの潮流として定着するに至った。

民族差別は今なお厳しく存在するが、民族差別は許されないとする思想は、日本社会において誰も否定できないものと

なった。この新しい状況を迎えて、我々は更に新たな課題に直面することとなった。在日韓国・朝鮮人が民族主体性をもってどのように生きるのか、更に民族主体性を持って生きる社会をどのように構築するのか。この課題は、当初から意識され、議論されていたが、反差別の潮流が定着するという新しい状況の下においては、極めて重要性を帯びて提起されるに至った。18年にわたる民闘連運動は自らの闘いの成果によって新しい状況をつくり、新たな運動を展開する局面に立っている。民族差別完全撤廃の崇高な目標に確実に一步前進した我々は、この課題に応えるための組織、運動を更に強化、発展させなければならない。

(3)在日韓国・朝鮮人の状況

今日在日韓国・朝鮮人の状況は大きく変化した。日本生まれの世代が圧倒的多数を占め、日本での永住は何人も疑いを入れない状況となった。それは在日韓国・朝鮮人が日本での安定した生活基盤をより一層求める結果となり、民族差別撤廃への願いが増々強められることを意味する。過去においては問題とされなかったいくつかの課題が今日、切実な要求として闘われ始めている。

在日韓国・朝鮮人の国籍にも大きな変化が生じた。帰化者数は年々増加し、累計約17万人に及んでいる。さらに1985年国籍法の改正により、日本人との間に生まれた子どもの日本国籍者が急増し、戦

後初めて韓国・朝鮮籍の自然減少化を生み出した。日本人との結婚が80%を越えたことから、今後出生する在日韓国・朝鮮人の子どもの大多数が「混血」日本籍者となることが確定した今日、在日韓国・朝鮮人が韓国・朝鮮籍を持つ者とする定義は完全に崩壊した。日本籍朝鮮人の闘いが開始され、既に「氏改正」運動において画期的成果を獲得している事実は、在日韓国・朝鮮人がもはや韓国・朝鮮籍と日本籍という3つの国籍にまたがる集団であることを如実に示している。

(4)民族差別の状況

民族差別の状況も大きく変化した。過去に見られた露骨で直截的差別は減少した。しかし一方、犯人不明の落書、差別手紙が増加し、陰湿化の傾向を示している。民族差別は許されないとする社会意識の広がりをもたせた我々の闘いの成果でもあると同時に不十分性、とりわけ啓発部門のとりくみの弱さの現れと言える。

法制度上の国籍条項は、その大多数を撤廃させるに至った。しかし国民年金に見られるように障害者、高齢者、母子家庭といった在日韓国・朝鮮人の中の弱者に対する年金差別が残される結果となっている。国民年金は、法文上の国籍条項は撤廃させたが、経過、救済措置がとられていないため、実質上の差別は残ることとなった。このように形式上の差別は消えても実質上の差別は厳然として存在することが、今日の民族差別の特徴であ

る。これら、実質上の差別を撤廃させるための特別措置を勝ちとる闘いが重要な課題となっている。さらに参政権、外登法、援護法、公務員採用等の諸問題に代表されるように、制度上の差別もなお少なからず存在している。今日民族差別撤廃運動は制度上の平等を追求するとともに、実質的平等の獲得に至る過渡期と言える。これら生活上の諸権利獲得とともに、教育、文化における差別撤廃のとりくみが強く求められている。民族差別との闘いは何よりも当事者の立ち上がりから始まる。それを阻むものが差別の結果としての同化である。同化という名の鎖が差別に対する立ち上がりを縛り、結果として民族差別の温存を助けるのである。

差別に立ち向かう民族主体を獲得するための民族教育、民族文化の構築とその保障が今日緊要な課題となっている。

(5)民族差別撤廃運動の歴史的総括と今日の課題

在日韓国・朝鮮人の人権を保障するための法律は今だ存在しない。部落差別、女性差別、障害者差別等、他の人権問題については不十分ながらも対策法が存在することと比較して在日韓国・朝鮮人の人権保障の状況は著しい後進性を余儀なくされている。その責任の一端は民族差別撤廃運動の遅れと広がり弱さ、即ち在日韓国・朝鮮人の運動じしんにあると言わざるを得ない。

戦後在日韓国・朝鮮人の民族運動は帰

国、建国をスローガンに出発した。当事者の大多数が帰国を望んでいる状況の下にあっては、それは大衆の要求に適った方針であった。しかし帰国者が著しく減少し、日本での永住が定着してもなお永きわたって方針を変えず本国志向中心の運動を継続することによって、民族差別撤廃の運動は著しく遅れた。また仮に当事者の中に帰国志向が存在したとしても、少くとも帰国するまでの間も差別は許されるべきではない。差別される当事者の運動が差別の存在を告発しない限り日本社会は差別に覚醒することは困難である。

本国志向と在日志向という2つの路線の背景には、民族差別の根源と解放への道すじ、即ち民族差別からの解放の理論的問題が存在する。民族差別の根源が日本政府と本国との政治的関係に存在すると捉えるならば、差別解放の道は本国あるいは将来統一された祖国の問題を第一義的にとりくむ結果となる。しかし民族差別の社会的存在意義、即ち日本の産業構造の底辺を支えるための労働者としてさらには日本人民衆、今日においては外国人労働者との関係において分断、対立の役割を果たしている。このことはまさに日本社会そのものにその根源が存在することを明確に示している。したがって、民族差別は日本社会の民主主義の課題であり当事者と日本人双方の共通課題であることは明らかである。

さらに南北分断、対立が在日社会の中にさえ38度線を形成し、差別撤廃運動を

弱める一因となってきた。イデオロギーを異にしても、差別撤廃は共通の課題であるにもかかわらず在日の運動が一つになってとりくむことはなかった。このことが日本政府の差別政策を結果的に助長させた。我々は、まずもって在日社会の38度線の撤廃をめざす。そのためにはイデオロギーの違いを認めつつも共通課題である人権擁護で一致することが、在日社会の統一に寄与する道であるとする。

民闘連の18年の闘いは、民族差別撤廃をめぐる本国と在日の運動のあり方を明らかにしてきた。1991年日韓覚書という2国間の外交協議は確かにいくつかの成果を見せはしたが、日立闘争以降本国から自立した在日韓国・朝鮮人と日本人との共闘による成果は、これをはるかに上まわる成果を上げてきた。このことは、民族差別が日本社会の法制度、さらには単一民族国家観という伝統的観念に支えられている以上、外交協議の及ぶ範囲には自ずと限界があること、またときには、在日の問題が別の課題との関係で取引のカードに利用される恐れがあることを示している。我々は在日韓国・朝鮮人の人権は、在日じしんの主体的闘いによって勝ちとり、その実現が日本国内法の整備によるべきことをすでに明らかにしてきた。

民族差別撤廃運動の闘いは日本社会に対しては差別と対峙し、在日韓国・朝鮮人社会の中においては同化論との論争の連続であった。日立という日本の大企業

に入社しようとすること自体が同化の現れであると批判されて以来、公営住宅、公務員採用、国体参加等およそ民族差別との闘いの度に批判を受け、ときには行政が、そのことを口実に国籍条項の撤廃を拒むことさえあった。

そもそも同化は差別の一形態であり、支配に従順な朝鮮人を養成するための政治的イデオロギーとして植民地支配の中で編み出されたものである。目前の差別・抑圧に闘わない姿こそ、日本帝国主義が望んだことに他ならない。また現実には、差別が同化を生み出しているのであり、逆に無権利状態であるならば民族的自覚が生まれることは考えられない。確かに差別の撤廃即ち民族的自覚とはならないにせよ、闘いの中で在日韓国・朝鮮人の無権利の歴史と現実を学ぶことによって自覚は強化されるし、事実多くの若い世代が闘いの中で自覚を取り戻し今日の民闘連運動を支えている。

一方韓国・朝鮮問題に係わる日本人の運動の側にも責任は存在する。長い間、朝鮮民主主義人民共和国・大韓民国各々との友好・親善、逆に各々への批判を常とし、身近な地域に住む在日韓国・朝鮮人の被差別状況については何らの関心を示そうとはせず、また自らの職場が就職差別を行っているにもかかわらず、南北双方の人権問題に対しては抗議を行うという姿勢。さらに在日韓国・朝鮮人問題に関わったとしても、自らの主体的判断もせず当事者の主張に従属するのみで、結

果に責任を持たない態度。過去、このような運動が全般的傾向として多く見られた。ここからは住み分け、相互不干渉の発想は生まれても、共に生きる地域社会の展望は生まれようもない。その意味では、真の連帯・共闘の運動は乏しかったと言わざるを得ない。

民闘連18年の闘いの歴史は、これらの従来の運動の矛盾を克服する営みであった。南北のイデオロギーの対立をのりこえて、在日韓国・朝鮮人が自らの力で自らの人権と民族的主体性を獲得するとともに、日本人との間に水平の共闘関係の樹立を模索してきた。

今日、世界では東西の冷戦構造が崩壊し、人類の共通課題が、平和・環境・人権に焦点化されてきた。日本国内でも国際化が叫ばれはじめ、外国人の人権が社会的な課題として意識化されるに至った外国人労働者の増加、日本社会のボーダレス化は避けられず、その中で在日韓国・朝鮮人の存在がより一層重要な課題として浮上しようとしている。

日本政府としても、在日韓国・朝鮮人問題も含めた在日外国人の総合的施策の確立がせまられている。

我々にとっても、このような情勢に対応して差別を根絶するための具体的なビジョンを提起し、実現化させるとりくみが求められている。民闘連は既に1989年、「在日旧植民地出身者に関する戦後補償及び人権保障法」の制定を世に問うた。ここに我々が求める基本的要求課題が集

約されている。しかし、この法案の実現は極めて困難であり、強力な、そして粘り強い運動が要求される。そのためには、強力な責任をもつ幅広い運動と組織づくりにとりくまなければならない。

在日韓国・朝鮮人の未来の展望が今鋭く問われている。それは、在日韓国・朝鮮人自身の闘いが問われることであり、同時に共に闘う日本人の姿勢が問い直されることをも意味する。双方責任を負う共闘こそが今求められている。

綱 領

- (1) 在日韓国・朝鮮人が本名を名のり、日本人と共に生きうる多民族共生社会を創造する。
- (2) 日本社会からあらゆる民族差別を無くすための闘いを強力に進める。
- (3) 「在日旧植民地出身者に関する戦後補償及び人権保障法」制定の実現にとりくむ。
- (4) 結成以来の歴史と伝統を正しく継承発展させる。
- (5) イデオロギーの対立を越え、南北双方の主張に対しては自立・対等を貫く。
- (6) 在日韓国・朝鮮人と日本人の水平共闘の下に運動を進める。
- (7) 運動の主体を各地域に置き、相互に責任をもった民主的運営を行うとともに、強力な連携を構築する。
- (8) 共闘の前提である在日韓国・朝鮮人の主体性強化のため、在日韓国・朝鮮人の民族部会を設置する。
- (9) 「日本籍」在日朝鮮人の民族性保障の闘いにとりくみ、交流・結集をすすめる。
- (10) 在日韓国・朝鮮人の歴史と現実をふまえた在日独自の文化を創造する。
- (11) 在日韓国・朝鮮人の生活現実にそくし、差別に立ち向かい、民族性を獲得するための民族教育の構築とその保障の闘いをすすめる。
- (12) 外国人労働者の生活権の保障の闘いに連帯する。
- (13) 日本国内、世界の反差別、少数者の運動に連帯する。

運 動 課 題

在日韓国・朝鮮人の人権を確立するための基本法としての「在日旧植民地出身者に関する戦後補償及び人権保障法」制定をめざして運動を展開する。

具体的課題は以下のとおりである。

(1) 戦後補償

1. 植民地支配に対する日本政府の公式

謝罪及び国会決議を要求する。

2. 在日旧植民地出身者の元軍人・軍属及びその遺族、被強制連行者、元従軍慰安婦、原爆被爆者、賃金未払いの者、強制貯金等が未済になっている者に対する補償を行わせる。

3. 援護諸法の国籍・戸籍条項を撤廃し、過去にさかのぼって適用させる。

(2)基本的地位

4. 外国人登録法における外国人登録証明書、常時携帯義務制度、指紋押捺制度、罰則、署名及び家族登録制等を廃止し、戸籍法撤廃を展望した住民基本台帳法を適用させる。
5. 出入国管理及び難民認定法における退去強制条項及び再入国許可制度の在日韓国・朝鮮人への適用を止めさせ、安定した法的地位を勝ちとる。
6. 地方自治体の参政権を認めさせる。

(3)人権保障

7. 学校教育において人権保障・民族相互理解のための教育を保障させる。地方自治体において教育基本方針を策定させ、民族学級及び民族講師等の制度的保障を勝ちとる。進路保障のための進学・就職に必要な特別措置を取らせる。民族学校については正規学校に準じた地位を保障させる。
8. 積極的雇用政策による在日韓国・朝鮮人の就職差別の撤廃を行政・企業の責任で行わせる。
9. 国・自治体職員採用における国籍条項を完全撤廃させ、積極採用させる。
10. すべての社会保障制度を在日韓国・朝鮮人に全面適用させる。とりわけ国民年金における国籍条項撤廃にともなう経過措置を勝ちとる。
11. 同胞ヘルパー制度、民族保育等の社会保障・福祉における民族性保障のための積極的措置を取らせる。

12. 「日本籍」在日朝鮮人の「氏」改正等の闘いをすすめる。
13. 消費生活、商取引、各種事業における国籍を理由にした差別をやめさせる。
14. 在日韓国・朝鮮人企業に対する金融機関による差別を止めさせるとともに行政による特別融資制度などの振興施策を実施させる。
15. 在日韓国・朝鮮人に対する宅建業者・家主による不当な入居差別をやめさせるために、行政及び宅建業者団体の責任による差別撤廃に向けた制度づくりを行わせる。

(4)審議会等

16. 在日韓国・朝鮮人問題に関する国・自治体による審議会を設置させ、実態調査や基本法・基本条例及び答申制定へ向けた検討を行わせる。
17. 在日韓国・朝鮮人に対する差別意識・偏見をなくすための啓発活動を行政・企業を中心に積極的に行わせる。

(5)共闘

18. 差別と闘う人権組織、民主団体、労働組合等との連帯を強め、日本社会の民主的変革、平和と人権の確立へ向けて共に闘う。人種差別・民族差別と闘う世界の人権組織と連帯して一切の差別を許さない国際人権規範の確立のために闘う。

全国民闘連規約

第1条(名称及び所在地)

本会は、民族差別と闘う連絡協議会(略称「全国民闘連」)と称し、事務所を大阪市天王寺区東上町8-36 ノーリンビル東上町401号に置く。

第2条(目的)

本会は、日本社会における在日韓国・朝鮮人に対する差別を解消し、在日韓国・朝鮮人が、民族的自覚と誇りをもって日本人と共に生きられる社会を実現することを目的とする。

第3条(活動)

本会は、前条の目的を達成するために、行政闘争をはじめ民族差別と闘う実践活動を行い、そのための交流の場を保障し、同時に学習活動や教育宣伝活動を積極的に進める。

第4条(構成)

本会は、国籍、民族、思想、信条を問わず、目的を達成するために賛同する者をもって構成する。

第5条(会員資格)

本会は、所定の会費を納め、本会の綱領・規約を承認する者を会員とする。

第6条(加入)

前条に該当する者は、所定の加入申し込み書に必要事項を記入し、会長に届け出る。会員としての権利・義務は、役員会

で加入を承認したときから生じる。

第7条(賛助会員)

本会は、賛助会員を置くことができる。
2. 賛助会員の会費については別に定める。

第8条(組織)

本会は、目的を達成するため、対策部を組織し、課題によって各部で政策研究を行い、取り組みを進める。
2. 本会は、都道府県ごとに地方民闘連を組織する。
3. 本会は、在日韓国・朝鮮人部会を組織し、在日韓国・朝鮮人大衆を組織するための活動を行う。

第9条(機関および議決)

本会は、全国大会、全国代表者会議、役員会を機関として置く。
2. 全国大会は本会の最高決定機関であり、毎年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めて決定した場合、または会員の過半数以上の連名で請求したときは、臨時大会を開催しなければならない。
3. 大会の成立および議決にあたっては会員の過半数の出席によって成立し、運動方針、活動経過報告、役員を選出、財政を討議事項とし、議決にあたっては全国大会全参加者の過半数によって

決する。

4. 全国代表者会議は全国大会につぐ決議機関で役員(会計監査を除く)と地方民関連で選出する代表者で構成する。
5. 役員会は会計監査をのぞく役員をもって構成する。
6. 役員会は全国大会ならびに全国代表者会議の議決を執行し、または、全国大会、全国代表者会議までの緊急事項を処理する。
7. 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

第10条(役員)

本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
事務局長	1名
事務局次長	若干名
会計	1名
会計監査	2名

第11条(役員の選出)

役員は全国大会参加者の過半数の承認をもって決定される。

第12条(役員の任期)

役員の任期は1年とし、全国大会から次の全国大会までとし、再任は妨げない。

第13条(対策部長)

対策部長は役員会で選出し、役員会の求めに応じて全国代表者会議および役員会に出席する。

第14条(顧問)

本会は全国大会の承認を得て顧問を

おくことができる。

2. 顧問は全国大会、全国代表者会議、役員会の求めに応じて助言する。

第15条(財政)

本会の財政は会費、事業収益金、寄付金及びその他の収入によってまかなう。

会費は役員会で別途定める。

第16条(その他)

本規約は全国大会参加者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

付 則

第1条(役員の選出方法)

選出については、次回大会までに選出規定を設ける。

第2条(効力)

本規約は1993年2月14日より実施する。

